

平成30年6月25日  
公益財団法人日本交通管理技術協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表致します。

[本件連絡先]

電 話 03-3260-3621（内線 30）

F A X 03-3268-6435

電子メール matsui@tokyo.tmt.or.jp